

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

監督指針名	項
I. 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」	2～16
II. 「保険会社向けの総合的な監督指針」	17～23
III. 「金融コングロマリット監督指針」	24～29

I. 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
1	(主要行等) -3-3-4(1) (中小・地域) Ⅲ-4-7-3(1)	一部オプトアウトの可否について、例えば、顧客が特定案件についてのみグループ会社間情報共有に限ってオプトアウトの権利を行使することが可能か（例えば、M&A案件などにおいて）。 また、オプトアウト権利が行使された当該案件情報を適切に隔離管理した場合、当該顧客のその他非公開情報については従前通り共有が認められると考えてよいか。	個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、法人顧客から限定的なオプトアウトを求められた場合、当該顧客が、グループ会社との間で共有される非公開情報の範囲をあらかじめ明確に認識できることが確保されており、各金融機関において、顧客情報を適切に管理する態勢が整備されていることが必要であると考えられます。ただし、金融機関側において、その対応が困難である場合に、限定的なオプトアウトの求めを超えて非公開情報を共有しない措置を採ることも妨げられないと考えられます。 いずれにせよ、顧客の利便を過度に損なうような対応は望ましくないものと考えられます。	全国銀行協会
2	(主要行等) -3-3-4(2) (中小・地域) Ⅲ-4-7-3(2)	「銀行及び金融商品取引業者において、・・・情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている」とあるが、業務方法書への記載が求められるのはあくまでも「金融商品取引業者」と、「登録金融機関である銀行」であるため、修正をお願いしたい。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。	全国銀行協会
3	(主要行等) -3-3-4(2) (中小・地域) Ⅲ-4-7-3(2)	「～金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第7号に規定する行為を行う場合には、当該銀行及び金融商品取引業者において、内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置を適確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている」とあるが、業務方法書に記載することが求められるのは、金融商品取引業者（証券会社等）及び「登録金融機関」であり、「登録金融機関」		国際銀行協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
		ではない銀行には業務方法書の作成およびそれへの記載は求められていないという理解でよいか。		
4	(主要行等) -3-3-4(2) (中小・地域) Ⅲ-4-7-3(2)	同規定の「金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第7号」を「金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第7号」に改められたい。		国際銀行協会
5	(主要行等) -3-3-4(2) (中小・地域) Ⅲ-4-7-3(2)	「内部管理に関する業務」とは、金商業者等向け監督指針Ⅳ-3-1-4(3)における「内部管理業務等」と同義との理解でよいか。	主要行等向け総合的な監督指針Ⅴ-3-3-4(2)において「内部管理に関する業務」は、「法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務」と記載されております。	全国銀行協会
6	(主要行等) -3-3-4(2) (中小・地域) Ⅲ-4-7-3(2)	<p>現行の弊害防止措置の適用除外の承認による内部管理業務の統合においては、証券会社とその特定関係者に、内部管理業務に関して相応しい責任者をそれぞれ独立に置くことが必要である。しかし、改正後の金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針案にはかかる記述はない。また、金融コングロマリット監督指針Ⅱ-1(4)⑤には、「内部管理に関する業務を共通の役員によって行わせているグループ内の金融機関それぞれに、単体の内部管理業務部門を独立して統括する管理部門統括責任者」を置くことが定められていたが、同規定は削除されている。</p> <p>この点、主要行等向けの総合的な監督指針案には、改正後も「統合する内部管理に関する業務について、・・当該銀行等の営業部門及び当該関係金融商品取引業者から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者・・」との記述が残っているが、上記の他の監督指針案と平仄を合わせるために削除すべきである。</p>	ご指摘を踏まえ、修正いたします。	国際銀行協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
7	(主要行等) -3-3-4(2) (中小・地域) Ⅲ-4-7-3(2)	<p>今回の金融商品取引法並びに関連法令の改正及び関連する監督指針の改正は、そこに定められた行為規制の遵守や内部管理体制の構築と運営を前提に、第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る）を行う者（以下、「金商業者」という）が銀行その他の一定の親法人等・子法人等との間で役職員の兼職を採用することを妨げないというものである。</p> <p>このような役職員の兼職によっても、優越的地位の濫用、非共有情報の不公正な取扱い、顧客の誤認、（内部管理部門における）営業部門からの独立性の形骸化及び「銀行の内部管理が機能せず、関係金商業者等にその遂行を任せる状況」などが回避されている限りにおいては、金商業者又は銀行等において兼職を導入できる部署・役職の範囲及び兼職する人員の規模が、取り扱う商品や業務の規模その他の条件によって限定されることはないという理解でよい。</p> <p>尚、ここで、銀行取締役・執行役の兼職については、銀行法第7条に定める必要な認可の取得を前提とする。</p>	<p>役職員の兼職については、予め一定の条件を定め限定するものではありませんが、各金融機関においては、その業務の特性・内容・規模等を踏まえ、適切な兼職体制を構築することが条件となる場合があります。</p> <p>なお、取締役等の兼職認可申請の際には、①兼職をすることにより、本業である銀行業の業務運営態勢に支障を来すことがないか、②内部管理目的で入手した情報が営業部門で使用されていないなど情報管理態勢が構築されているか、等を審査することになります。</p> <p>例えば、①については銀行業における当該取締役の担当業務が安定的に遂行できるように人的な補完体制が整備されているか、銀行及び証券会社双方の業務執行において常務処理が円滑に実施できるような措置を講じているか、兼職に係る業務・権限・責任が明確かつ具体的に示されているか、外資系金融機関においては、本店の組織体制・レポーティングライン等との整合性がとれているか、等組織上の手当がされているかを確認することになります。</p>	銀行
8	(主要行等) -5 (中小・地域) Ⅲ-4-12	<p>「顧客の利益の保護のための体制整備」は、金商業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-1-3と同様、「利益相反管理体制の整備」を意味するとの理解でよい。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>	全国銀行協会
9	(主要行等) -5 (中小・地域) Ⅲ-4-12	<p>この場合、利益相反管理は、銀行法（第13条の3の2）に定められている「顧客の利益が不当に害されることのないよう」必要な措置を講ずるとの観点から求められると考えられるが、顧客の利益を不当に害する利益相反とはいかなるものを想定しているのか。</p>	<p>顧客の利益を不当に害する利益相反については、業務内容等に応じてその形態が多様なものであることから、あらかじめ限定的に記載することは困難であると考えられます。</p> <p>平成20年11月14日付「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について」も参照しつつ、どのような取引が「利益相反のおそれのある取引」に該</p>	全国銀行協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
10	(主要行等) -5 (中小・地域) Ⅲ-4-12	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）Ⅲ-4-12 でいう「利益相反」の定義、「利益相反の弊害」の意味。	当するののかについては、各金融機関の特性や取引実態等を踏まえて個別具体的に判断される事柄と考えられます。	第二地方 銀行協会
11	(主要行等) -5-1 -5-2(1) (中小・地域) Ⅲ-4-12-1 Ⅲ-4-12-2(1)	施行規則改正案どおり、銀行関連業務全般を利益相反の管理の対象とする必要があるのであれば、少なくとも、類型化すべき「利益相反取引」とはどのような取引をさすのか監督指針で定義するとともに、銀行関連業務で利益相反が発生する恐れのある取引（顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引）としてどのようなものを想定しているのかについても例示を行うべきである。（銀・証間の取引、既に監督指針等に記載のあるM&A業務、プライベート・バンキング業務、シンジケート・ローン業務を除く）。		全国地方 銀行協会
12	(主要行等) -5-2(1) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(1)	信用金庫等地域金融機関にとって、「利益相反のおそれがある取引あるいは潜在的に利益相反が発生する可能性がある取引」とはどういった取引を想定されているのか具体的な例を示していただきたい。		全国信用 金庫協会
13	(主要行等) -5 (中小・地域) Ⅲ-4-12	利益相反管理については、会社法等の国内の他の法令や外国の法令等「他の法令等に抵触しない範囲で」求められるものであるとの理解でよいか。 上記理解が正しい場合、主要行等向けの総合的な監督指針において、かかる旨の記載をお願いしたい。	利益相反管理に限らず、金融機関の業務は、一般的に他の法令に抵触しない範囲で行うことが求められることから、あえて監督上の着眼点として「他の法令等に抵触しない範囲で」と記載する必要性は乏しいと考えられます。	全国銀行 協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
14	(主要行等) -5 (中小・地域) Ⅲ-4-12	顧客には、金融機関は含まれないという理解でよいか。例えば、インターバンク市場取引の相手方、振込決済取引の相手方、シンジケートローンのアレンジャー・エージェントにとっての参加金融機関といったものは、顧客には該当しないと考えるよいか。	いずれの相手方の間でも利益相反取引が生じるおそれはあると考えられます。どのような取引が「利益相反のおそれのある取引」に該当するののかについては、業務の実態に照らして個別具体的に判断される事柄と考えられます。 ただし、すべてのケースにおいて一律の対応が求められるものではなく、金融機関の業務内容・規模・特性等を踏まえて適切な方法により管理することが求められます。	全国銀行協会
15	(主要行等) -5 (中小・地域) Ⅲ-4-12	<p>主要行等向けの総合的な監督指針V-5に係る、当該項目「顧客の利益を害する利益相反」はどのようなものが想定されるか。特に、次の事項について、回答願いたい。</p> <p>(1) 個人顧客が取引相手となる業務（リテール業務）は、対象外となるか。</p> <p>(2) 例えば、次の行為は「利益相反」に該当すると考えられるのか。</p> <p>ア. 適合性原則を無視した勧誘販売</p> <p>イ. 優越的地位の濫用事例</p> <p>ウ. 情報の不適切利用・多目的利用</p> <p>エ. 不公正な取引</p> <p>オ. 忠実義務（信義則）違反</p> <p>管理すべき利益相反の範囲を明確化するため。</p> <p>なお、「ファイアーウォール規制の見直しに係る主要な改正内容（「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表」別紙1）参考等で想定されている典型例は、投資運用業、投資助言業、M&A および法人営業部門取引等であり、個人部門を主とする金融機関が検討すべき「利益相反取引」がどのようなものか、確認したい。</p>	<p>顧客の利益を不当に害する利益相反については、業務内容等に応じてその形態が多様なものであり、リテール業務についても利益相反のおそれがある取引に該当する場合があります。ただし、すべてのケースにおいて一律の対応が求められるものではなく、金融機関の業務内容・規模・特性等を踏まえて適切な方法により管理することが求められます。</p> <p>ご提示のあった事例については事案の詳細が不明ですが、どのような取引が「利益相反のおそれのある取引」に該当するののかについては、実務の実態に照らして個別具体的に判断される事柄と考えられます。</p> <p>なお、ご提示のあった事例は、「利益相反のおそれがある取引」に該当するかどうかはもちろん、例えば、エ. 不公正な取引を行った場合、銀行法やその他の法令に抵触する可能性があるのか、別途検証する必要があるものと考えられます。</p>	個人

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
16	(主要行等) -5-1 (中小・地域) Ⅲ-4-12	子金融機関等に係る利益相反管理態勢については、①当該子金融機関等内の利益相反、②当該子金融機関等と特定金融商品取引業者等（あるいは銀行）の間の利益相反、③子金融機関等同士の利益相反のそれぞれについて、業務内容、規模・特性のほか、出資関係や業務上の接点、レピュテーションリスク発生 ¹ の蓋然性等を踏まえ、管理水準・深度について差異を設けることが許容されるとの理解でよいか。	基本的には、貴見のとおりと考えられますが、グループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要があると考えられます。	全国銀行協会
17	(主要行等) -5-1 (中小・地域) Ⅲ-4-12-1	銀行等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えてよいか。	貴見のとおりと考えられます。各金融機関における具体的な利益相反管理態勢の適切性については、実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。	全国銀行協会
18	(主要行等) -5-1 (中小・地域) Ⅲ-4-12-1	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）Ⅳ-1-3（1）に「証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。」とあるのと同様に、「 <u>銀行がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。</u> 」ことを記載していただきたい。	情報を共有しない方法による利益相反管理も一律に排除されるものではありませんが、個別具体的な利益相反管理方法を「V-1 意義」の項目に記載する必要はないものと考えられます。	信託協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
19	(主要行等) -5-1 (中小・地域) Ⅲ-4-12-1	外資系銀行の場合、既にグローバルに構築している体制に基づいて顧客との利益相反を管理している場合が多い。今回の法令改正によっても、このようなグローバルな利益相反管理体制が、法令の求める要件を具備している場合は、本邦の外資系銀行が、日本で別個の管理体制を重複して構築することまでは求められるものではなく、具体的に補足対応として求められるものは、①日本での「概要」の公表（「方針」はグローバルのもの）、②本邦外資系銀行における担当部署の明確化（「管理統括者」はグローバルの統括部署）、③本邦外資系銀行が関与した案件に係る記録の保存という理解でよいか。	必ずしも本邦の外国銀行支店内において独立した体制の構築を義務づけるものではなく、例えば、グローバルベースで構築している利益相反管理体制であって、法令の要件を充足するものであれば利益相反管理体制を構築したものと認められる場合があると考えられます。 なお、具体的な利益相反管理体制の適切性については、その実態に即して判断されるべきものですが、銀行等が行うこととされている利益相反管理を当該銀行等の親金融機関等が行っている場合であっても、当該銀行等がその管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括部署の設置等が求められることに留意する必要があります。	銀行
20	(主要行等) -5-1 (中小・地域) Ⅲ-4-12-1	銀行持株会社と共通の利益相反管理体制を利用することができる場合、銀行は、法令上及び監督指針上銀行に求められる条件に準則するよう、その管理体制を活用し、必要に応じて補足対応を行えば足りるのであって、銀行持株会社と別個の管理体制を構築する必要はないという理解でよいか。	銀行持株会社における利益相反管理体制によって、その子銀行等に課せられている利益相反管理体制の要件をすべて満たしているのであれば、必ずしも当該子銀行等において別途の独立した管理体制を構築する必要はないものと考えられます。 なお、具体的な利益相反管理体制の適切性については、その実態に即して判断されるべきものですが、子銀行等が行うこととされている利益相反管理を銀行持株会社が行っている場合であっても、当該子銀行等がその管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括部署の設置等が求められることに留意する必要があります。	銀行

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
21	(主要行等) -5-1 (中小・地域) Ⅲ-4-12-1	「レピュテーション・リスク」の定義は明確化されていないが、金商業者等向け監督指針Ⅳ-1-3(1)における「レピュテーション・リスク」と同義か。 また、金商業者等向け監督指針では、「レピュテーション・リスクが顕在化するおそれに留意した経営管理が行われることが望ましい」となっている一方で、主要行等向け指針では、「レピュテーション・リスクについても配慮する必要がある」となっているが、業態ごとに、レピュテーション・リスクに配慮すべき程度に差があるということか。	「レピュテーション・リスク」は金商業者等向け監督指針と同義です。 各監督指針間における表現の相違は、業務の特性を反映したものではありませんが、基本的な考え方は共通であると考えられます。	全国銀行協会
22	(主要行等) -5-1 (中小・地域) Ⅲ-4-12-1	本項目で言う(利益相反管理)「態勢」と、法律上の文言の(顧客の利益の保護のための)「体制」を書き分けている趣旨は何か。	監督を行うに際しては、法令で求められる体制整備等の実施状況に留まらず、その背景となる金融機関としての取組み姿勢等、より幅広い観点からモニタリングを行うという趣旨から、当該表記としております。	全国銀行協会
23	(主要行等) -5 (中小・地域) Ⅲ-4-12	監督指針Ⅲ-4-12では、「利益相反管理体制」と「利益相反管理態勢」と表現を使い分けているが、どのような理由で使い分けているのか、その違いを確認したい。		第二地方銀行協会
24	(主要行等) -5-1 (中小・地域) Ⅲ-4-12-1	「銀行等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける」とあるが、どのような事象についてどのような基準を想定されているのかを具体的な例で示して頂きたい。 また、対外的に十分な説明が求められるとあるが、これは個々の案件に対しての説明なのか、あるいは想定される事象についてグループ間で内部管理体制を意味するということか。	具体的なそれぞれの事象に対する利益相反管理については、各金融機関の業務実態等に応じた適切な方法を選択することが求められるものであり、一律にそのあり方を示すことは困難であると考えられます。 また、対外的な説明については、個々の事案についての説明が一律に求められることを想定したのではなく、銀行とそのグループ会社の業務の関連性、実務上想定される利益相反の程度等に基づき、利益相反管理の水準・深度に差異を設けたことについての十分な説明が求められることを想定した記載です。	全国信用金庫協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
25	(主要行等) -5-2(1) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(1)	「あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化しているか」とあるが、「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載でよいのか。	個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、類型化に際し、類似する取引や業務をまとめて記載することは否定されないと考えられます。	全国銀行協会
26	(主要行等) -5-2(1) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(1)	主要行等向け総合的な監督指針Ⅴ-5-2(1)①に係る利益相反取引の特定・類型化について、想定される具体例を例示した後「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載で許容されるか。		個人
27	(主要行等) -5-1 -5-2(1) (中小・地域) Ⅲ-4-12-1 Ⅲ-4-12-2(1)	「利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに…」、また「利益相反を特定するプロセスは、銀行や銀行グループ内会社等の業務活動の内容、規模・特性を反映した…」との記載があるが、「規模を勘案（反映）する」とは、具体的にどのようなことを意味するのか。	顧客の利益が不当に害されることのないよう、実効性を伴った適切な管理を行う上で、当該金融機関の業務規模も含め、その業務実態に即した態勢を整備する必要があるという趣旨で記載しております。	全国地方銀行協会
28	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	ここでは「適切な」情報遮断となっているが、金商業者等向けの総合的な監督指針でのⅣ-1-3(3)①で示されている「厳格な」情報遮断とは遮断の水準に差はあるということか。	各監督指針間における表現の相違は、業務の特性を反映したものではありませんが、基本的な考え方は共通であると考えられます。	全国銀行協会
29	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	「利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等」とあるが、当該部門内に内部管理を行う者を置くことができるとの理解でよいのか。	内部管理業務を行う職員は、部門の名称で限定されるものではなく、各職員の業務の実態に応じて判断されるべきものと考えられます。	全国銀行協会
30	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	「利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等」とあるが、当該部門内に内部管理を行う者を置くことができるよう、「利益相反を発生させる可能性のある部門間の利益相反を発生させる		信託協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
		可能性のある業務に従事する者同士において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等」と修正していただきたい。		
31	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	「情報共有先の制限を行うに当たっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた…」とあるが、システム上のアクセス制限はあくまで例示であり、全行に必須ではない（各行の情報管理の体制による）との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。 なお、具体的な利益相反管理の方法については、各金融機関の業務内容・規模・特性等の実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。	全国地方銀行協会
32	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	「情報共有先の制限を行うに当たっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた…」とあるが、「物理上の遮断」としては、具体的にはどのような方法が考えられるのか。	例えば、利益相反を発生させる可能性のある部門を、異なる執務室に配置する等、物理的に隔離することで当該部門間での情報共有がなされないような方法等が考えられます。	全国地方銀行協会
33	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の判断に関する権限及び責任の明確化とは、利益相反関係にある取引であって、いずれかの取引の条件・方法の変更や中止に係る（部門・エンティティ間等の）協議・決定が必要な場合について、どのようなプロセスで、誰（どの属性の役職員）が、当該変更・中止の協議をし、決定をするかということをおあらかじめ定めておくということを意味するとの理解でよいか。 また、例えば、そのような協議・決定を要さないような場合（例えば、顧客からの打診の時点において、利益相反による弊害が生じる（またはそのおそれがある）ことの認識に基づき、これを謝絶するような場合）については、そのようなプロセスを定めておくことまで求められているものではないとの理解でよいか。	取引の条件・方法の変更や中止の判断に関する権限及び責任の明確化として、利益相反管理のプロセスにおける決定・判断権者を明らかにする方法も考えられます。いずれにせよ、具体的な利益相反管理の方法については、各銀行等の業務の内容・規模・特性等の実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。	全国銀行協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
34	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	「書面等の方法により開示」とあるが、開示の方法については、書面に限らず、顧客の属性、利益相反の程度、取引の内容等に応じて選択が可能であるとの理解でよいか。 また、適切な説明であることを前提とすれば、口頭による説明も可能であることの明記をお願いしたい。	開示・同意の方法は必ずしも書面に限定されるものではありませんが、各金融機関においては、顧客保護が適正に確保されるよう、例えば、後日検証する際に確認できる方法であるか等に留意する必要があると考えられます。	全国銀行協会
35	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	「書面等の方法により」は「開示」のみにかかっており、「顧客の同意」にはかかっていないという理解でよいか。		全国銀行協会
36	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-5-2(2)③について、利益相反取引の内容等「開示」は書面等で行う必要はあるが、「顧客の同意」は書面等によって行う必要はない、という理解でよいか。		個人
37	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	「顧客に利益相反の事実を開示する場合には、…明確かつ公正に書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど…」とあるが、「書面等による開示」の方法としては、書面や電子メールによる開示の他にどのような方法がありうるか。例えば、対面での口頭説明(口頭説明した旨の記録を残す前提)も認められるか。	開示・同意の方法は必ずしも書面に限定されるものではなく、ご指摘のような方法も排除されるものではないと考えられますが、各金融機関においては、顧客保護が適正に確保されるよう、例えば、後日検証する際に確認できる方法であるか等に留意する必要があると考えられます。	全国地方銀行協会
38	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	「当該取引を行う理由」とは、当該取引を行うにあたっての「利益相反管理の方法」に関する説明を行うという理解でよいか。	ご指摘を踏まえ、趣旨を明確化させるために、修正いたします。	全国銀行協会
39	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-5-2(2)③にいう、「当該取引を行う理由等を…開示し…」とは、どの程度具体的な理由を顧客に説明する必要があるか。開示すべき理由のレベル感を教えていただきたい。		個人

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
40	(主要行等) -5-2(2) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(2)	<p>「顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、当該取引を行う理由等を明確かつ公正に書面等の方法により開示した上で・・・」との記載を文字通り実行した場合、銀行は、取引の有無も含めて顧客の同意なしに顧客の非公開情報を第三者に開示してはならないとされている守秘義務に反する可能性があるが、この点はどのように考えるべきか。</p> <p>また、顧客と個別に締結した守秘義務契約により、第三者への情報開示が禁止される場合には、他の顧客に利益相反の内容を開示することが困難になると思われるが、この点はどのように考えるべきか。当該項目の末尾には、「また、利益相反事実の顧客への開示は、守秘義務に十分留意し、合理的かつ適切な内容となっているか」といった文言を追加すべきではないか。</p>	<p>利益相反の管理方法については、まずは各金融機関において、それぞれの利益相反の類型や特性に応じて選択することが重要と考えられます。</p> <p>したがって、ご提示のあったような顧客の公正な取扱いの確保が困難と思われるケースにおいては、別途の方法（監督指針Ⅴ-5-2(2)に掲げられた方法を含む）を検討する必要があるものと考えられます。</p>	全国銀行協会
41	(主要行等) -5-2(3) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(3)	「利益相反管理統括部署」は、規制対象会社である「銀行」や「銀行持株会社」にその設置が求められるものであって、「子金融機関等」や「親金融機関等」における設置が求められているものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。	全国銀行協会
42	(主要行等) -5-2(3) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(3)	「利益相反を管理・統括する部署」については、「利益相反を管理・統括する者」であることも許容されるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。	全国銀行協会
43	(主要行等) -5-2(3) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(3)	「利益相反を管理・統括する部署」は、営業部門からの独立性が確保されるなど、本項記載の機能を果たせる部署であれば、リーガル・コンプライアンス部門と兼ねても構わないか。	貴見のとおりと考えられます。	全国銀行協会
44	(主要行等) -5-2(3)	信用金庫等、規模が小さく、グループ会社もそれほど存在しない場合、新たに「利益相反を管理・統括する部署」を設置す		全国信用金庫協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
	(中小・地域) Ⅲ-4-12-2(3)	る必要性は乏しいと思われる。既存の部署で本部・営業店等との間で独立性を確保できる等の要件を満たす部署があれば兼務することでよいか。		
45	(主要行等) -5-2(3) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(3)	利益相反管理統括部署については、内部管理業務を銀行持株会社等において一元化し統括管理することは可能か。	銀行等における具体的な利益相反管理の適切性については、業務の内容・特性・規模等の実態に応じて実質的に判断されるべきものと考えられます。 銀行等が行うこととされている利益相反管理を当該銀行等の親会社等が行っている場合であっても、当該銀行等がその管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括部署の設置等が求められることに留意する必要があると考えられます。	全国銀行協会
46	(主要行等) -5-2(3) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(3)	利益相反管理統括部署について、次の点を確認したい。 ①利益相反事案の類型によって、複数設置することが認められるか。 ②非営業部門で構成される委員会等の形態とすることは認められるのか。 ③コンプライアンス統括担当部署等、既存の部署が兼ねることで差し支えないか。 ④銀行法施行令第4条の2に規定の特定関係者を統括する部署に設置する必要があるのか（利益相反管理に必要な情報を集約できる部署であれば、必ずしも組織全体を統括する部署でなくてもよいか）。	ご指摘のような方法が排除されるものではないと考えられますが、具体的な利益相反の管理体制については、各金融機関の業務内容・規模・特性等の実態に即して適切に判断されることが重要であると考えられます。 なお、各銀行等において利益相反管理に責任を有する利益相反管理統括部署をどのような形態で設置するにせよ、利益相反が一元的に管理される態勢を整備することが重要であると考えられます。	第二地方銀行協会
47	(主要行等) -5-2(3) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(3)	利益相反管理統括部署に集約する「利益相反管理に必要な情報」とは、利益相反管理態勢の検証・整備に必要な情報を指し、個別案件における情報を指すものではないと考えてよいか。	利益相反管理態勢が適切に機能しているか否かを判断するために必要な情報が該当すると考えられますが、当該部署が利益相反管理態勢を検証する過程において、個別案件の情報収集をする場合もあると考えられます。	全国銀行協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
48	(主要行等) -5-2(3) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(3)	利益相反管理統括部署が「その親金融機関等又は子金融機関等の・・・情報を集約し」となっているが、複数のグループ会社を跨ぐ利益相反管理を経営管理会社で行う場合、必ずしも、銀行の利益相反管理統括部署で親金融機関等の情報を集約し管理する必要はないと考えてよいか。	銀行等における具体的な利益相反管理の適切性については、業務の内容・特性・規模等の実態に応じて実質的に判断されるべきものと考えられます。 銀行等が行うこととされている利益相反管理を当該銀行等の経営管理会社等が行っている場合であっても、当該銀行がその管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括部署の設置等が求められることに留意する必要があると考えられます。	全国銀行協会
49	(主要行等) -5-2(4) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(4)	利益相反の類型はさまざまなものがあるため、顧客向けに開示する方針に全てを記載できる訳でない。従って、この点は、「例示列挙」でよいとの理解か。	個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、類型化に際し、類似する取引や業務をまとめて記載することは否定されないと考えられます。いずれにせよ、記載に当たっては、金融機関内で利益相反管理方針を周知し、各職員がそれに基づき適切に利益相反管理を行うことが可能となるよう留意することが重要と考えられます。また、利益相反管理方針の概要は、対外的に公表されるものであることに鑑み、顧客等が各金融機関の利益相反管理体制について理解できるよう記載されることが重要と考えられます。	全国銀行協会
50	(主要行等) -5-2(4) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(4)	公表すべき利益相反管理方針の概要について、「利益相反のおそれのある取引の類型、利益相反管理の方法、利益相反管理体制」とあるが、「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載内容でよいのか。		全国銀行協会
51	(主要行等) -5-2(4) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(4)	主要行等向けの総合的な監督指針案 -5-2(4)は、利益相反管理方針の策定及びその概要の公表について定めているが、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針案 -1-3(4)に比べると記述が浅い。平仄を合わせるために、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針案と同様の記載をすべきである。	金融商品取引業者等向け監督指針において、列記されている項目を公表すれば十分ということではなく、利益相反管理方針の概要が「顧客に十分伝わる方法」で公表しているかを監督上の着眼点として明確化したものです。	弁護士

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
52	(主要行等) -5-2(4) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(4)	「利益相反管理方針の策定及びその概要の公表」とあるが、 自行の既存の方針と融合した形（例えば、既存の「顧客保護等 管理方針」等の中に「利益相反管理」に関する項目を追加する） で策定し、公表することでもよいか。	ご指摘のような方法が排除されるものではないと考えら れますが、各金融機関の業務内容・規模・特性等の実態に 即して適切に判断されるべきものと考えられます。 いずれにしても、金融機関内で利益相反管理方針を周知 し、各職員がそれに基づき適切に利益相反管理を行うことが 可能となるよう留意することが重要と考えられます。また、 利益相反管理方針の概要は、対外的に公表されるものである ことに鑑み、顧客等が各金融機関の利益相反管理体制につい て理解できるように記載されることが重要と考えられます。	全国地方 銀行協会
53	(主要行等) -5-2(4) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(4)	利益相反管理方針の要件が備わっていれば、顧客保護等管 理方針に含め、策定、公表することでもよいか。		第二地方 銀行協会
54	(主要行等) -5-2(4) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(4)	利益相反管理方針を策定する意思決定機関は、どのようなレ ベルを想定しているのか。	特定の意思決定機関を想定しているものではありません が、「利益相反管理方針」に十分な実効性を伴わせ得る意思 決定機関であることが必要と考えられます。	第二地方 銀行協会
55	(主要行等) -5-2(4) (中小・地域) Ⅲ-4-12-2(4)	管理方針について雛形の例示をお願いしたい。	具体的な利益相反管理方針は、各金融機関の実態に応じて 多様なものであり得ると考えられ、当局が示す雛形に則して 作成すべきものではなく、各金融機関が自らの業務内容・規 模・特性等に応じて適切に策定すべきものであると考えられ ます。	全国信用 金庫協会

Ⅱ. 「保険会社向けの総合的な監督指針」

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
1	Ⅱ-3-7	監督指針Ⅱ-3-7の規定は、保険業法100条の2の2およびこれを受けた保険業法施行規則第53条の14に関する監督上の着眼点である旨を明記したほうがわかりやすいのではないかと。	ご意見を踏まえ、趣旨を明確化させるために、項目名を修正いたします。	日本損害保険協会
2	Ⅱ-3-7	例えば、保険業法第300条第1項の禁止行為や独禁法の不公正な取引方法など、他の法令の規定で禁じられている行為については、それらが行なわれることを防止するための法令等遵守態勢が整備されていれば、本規定に沿った管理態勢を別途講じる必要はないと考えてよいか。	法令上の禁止行為についても、「利益相反のおそれのある取引」に該当する場合がありますと考えられます。したがって、利益相反管理体制の整備にあたっては、これらの取引も含める必要がありますが、法令遵守のために、これらの禁止行為を未然に防止する態勢が十分整備されており、その中で適切な利益相反の管理がなされている場合であれば、利益相反管理の方法として新たな対応を講じる必要はないと考えられます。	生命保険協会 日本損害保険協会
3	Ⅱ-3-7-1	「利益相反の弊害は、保険会社の部門間、又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれの間でも起こりうる問題である」とされており、文言上は親会社・子会社・兄弟会社・関連会社を金融機関等に限定していないようにも読めるが、保険業法100条の2の2等の趣旨からは、本改正案では金融機関等以外の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社との間で起こり得る利益相反まで管理する体制の整備を直接的に求めているものではないことを確認したい。	今般の法令改正は、保険会社又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行なう取引に伴い、当該保険会社又はその子金融機関等が行なう業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう自主的な内部管理体制の整備を求めるものであり、金融機関等以外の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社との間で起こり得る利益相反まで管理する体制の整備を義務付けているものではありません。	生命保険協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
4	Ⅱ-3-7-1	<p>「情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められている」との記載があるが、保険会社については、証券会社と異なり、保険業法施行規則第53条の6により、特定関係者に該当する金融機関の顧客に関する非公開金融情報を顧客の同意なく保険募集に係る業務に利用されないことを確保するための措置を講じることが求められている以外は、一般的に親法人等・子法人等と非公開情報を授受すること自体は禁止されていないため、記載を改めていただきたい。</p>	<p>情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、証券会社が非公開情報をその親法人等、子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、証券会社と保険会社が同一金融グループ内に属している場合は、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要があると考えられることから、表記記載としております。</p>	生命保険協会
5	Ⅱ-3-7-1	<p>「レピュテーション・リスク」とは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-1-3-(1)にある「レピュテーション・リスク」と同義でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。監督指針Ⅱ-3-7-1における「レピュテーション・リスク」とは、金融商品取引業者向け監督指針Ⅳ-1-3-(1)にある「レピュテーション・リスク」、即ち、「社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスク」と同義です。</p>	日本損害保険協会
6	Ⅱ-3-7-1	<p>「一方、保険会社等のグループ会社の中には、当該保険会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、保険会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。」とあるが、「利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合」には、利益相反の管理・監督の対象から除外することが含まれるとの理解で良いか。</p> <p>たとえば、グループ内に外国で保険業を行う外国の会社を有する場合であっても、当該会社がクロスボーダー取引を行っておらず、日本国内における顧客との利益相反の発生が想定されないときには、利益相反管理方針にその理由等を記載</p>	<p>実際に利益相反の管理・監督の対象から除外することが妥当かどうかは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えますが、利益相反管理体制の整備にあたっては利益相反のおそれがある取引について適切な管理が求められます。</p>	生命保険協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
		<p>した上で、管理・監督の対象外とすることも認められるとの理解で良いか。</p> <p>また、外国の子保険会社における外国の顧客の利益相反管理についても、日本の親保険会社等が当該外国の顧客と取引を行うことがない等利益相反の発生が想定されない場合には、利益相反管理方針にその理由等を記載した上で、管理・監督の対象外としうるとの理解で良いか。</p>		
7	II-3-7-1	<p>「対外的に十分な説明が求められる」とは、「外部から説明を求められた場合に、十分な説明ができるように考え方を整理しておくべき」との趣旨であり、必ずしも十分な説明を監督指針II-3-7-2(4)②の管理方針の概要の中で詳細に公表・周知しておく必要迄はないと考えてよいか。</p>	<p>利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理体制の趣旨が明確に現れているものとなっていることが必要であることに鑑みると、保険会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、必ずしも詳細に公表する必要はないものの、顧客等が各社の利益相反管理体制についての的確に理解できるよう記載されることが必要であると考えられます。</p>	日本損害保険協会
8	II-3-7-1	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-1-3(1)においては、「証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる」との記載があることと比較した場合、本監督指針には、このような記載がないが、金融商品取引業者向けの総合的な監督指針と同様に、保険会社ではなく当該保険会社の親会社等が利益相反管理を行っている場合であっても、必要十分な措置を講じていると認められる場合があるとの理解でよいか確認させていただきたい。</p>	<p>保険会社が行うこととされている利益相反管理を当該保険会社の親会社等が行っている場合であっても、当該保険会社はその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括者の設置等が求められることに留意する必要があると考えられます。</p> <p>いずれにせよ、各保険会社における具体的な利益相反管理の適切性については、業務の内容・特性・規模等の実態に応じて実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>	生命保険協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
9	II-3-7-2 (1) ①	保険会社の業務内容、規模、特性を反映して利益相反を特定するとの趣旨からは、必ずしも全ての利益相反を特定する必要はなく、保険会社ごとに顧客への影響度が大きいものを優先的に認識し管理することでよいか。また、継続的な評価により影響度が大きいと認識した形態については、順次、管理対象としていくことでよいか。	ご意見のような方法も含め、保険会社等における利益相反のおそれのある取引を特定する体制については、様々な整備方法があると考えられますが、そのうちどれを選択するかについては、各保険会社等が、その業務の特性・内容・規模等に応じ、自ら判断すべきものと考えられます。	日本損害保険協会
10	II-3-7-2 (1) ①	「利益相反のおそれがある取引」と「潜在的に利益相反が発生する可能性がある取引」とを書き分けているところ、両者の概念上の差異について、お示しいただきたい。	実質的には同義であることから、ご意見を踏まえ、修正いたします。	日本損害保険協会
11	II-3-7-2 (1) ①	「利益相反のおそれがある取引や潜在的に利益相反が発生する可能性がある取引」とあるが、保険業法施行規則 53 条の 14 にいう「対象取引」と同義であるか確認したい。	貴見のとおりと考えられます。	日本損害保険協会
12	II-3-7-2 (1) ①	特定・類型化された取引を「継続的に評価」とされているが、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-1-3(2)③において「特定された利益相反のおそれのある取引について・・・その妥当性を定期的に検証する態勢となっているか」とある、「妥当性を定期的に検証」と同趣旨との理解で良いか。	貴見のとおりと考えられます。 いずれにせよ、利益相反管理及びその体制が実効的なものとなるのに必要な頻度・手法が取られることが重要と考えます。	生命保険協会
13	II-3-7-2 (2)	「以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制の整備」とされるところ、選択、又は組み合わせについては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案して整備することで差し支えないか。	貴見のとおりと考えられます。 なお、具体的な利益相反管理の方法については、各保険会社等の業務の特性・内容・規模等の実態に即して適切に判断されるべきものと考えます。	日本損害保険協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
14	Ⅱ-3-7-2 (2)	<p>利益相反管理の方法として、所謂チャイニーズウォールのみならず、グループ内会社間においても、ファイアーウォールにより情報共有を制限することも有効な利益相反管理の方法として認められるとの理解でよいか。</p> <p>その場合は、保険会社の利益相反管理統括者等は、適切な情報遮断が行われていることに係る情報を確認すること等による方法により管理することも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>具体的な利益相反管理の方法については、各保険会社等の業務の特性・内容・規模等の実態に即して適切に判断されると考えますが、同一社内での部門間について利益相反管理の方法として認められている所謂チャイニーズウォールのみならず、グループ内会社間において、所謂ファイアーウォールにより情報共有を制限することも有効な利益相反管理の方法として認められる場合があると考えられます。</p> <p>なお、その場合、利益相反管理統括者等による管理の方法としては、適切な情報遮断が行われていることを確認する方法も認められる場合があると考えられます。</p>	生命保険協会
15	Ⅱ-3-7-2 (2)	<p>「定期的に管理方法の検証が行われているか」とあるが、検証を行う主体は利益相反管理統括者でも、それ以外の者でも、各社の体制整備の中で適格な者が行うことでよいか。</p>	<p>利益相反管理統括者等は、各保険会社等における利益相反管理について権限を有し統括をする者であり、必ずしも当該者が利益相反管理の検証に係る全ての実務を行なう必要はないと考えられます。</p>	生命保険協会
16	Ⅱ-3-7-2 (3)	<p>利益相反管理統括者等については、必ずしも独立した部門・人員を設ける必要はなく、保険会社ごとに想定される利益相反の実態を把握した上で既存の部門がその職務を担うことでもよいか確認したい。</p>	<p>監督指針Ⅱ-3-7-2(3)に示す職責・権限を有していれば、コンプライアンス部署など、既存の組織の枠組みで対応することも可能と考えられます。</p>	日本損害保険協会
17	Ⅱ-3-7-2 (3)	<p>「利益相反管理統括者等」は、例えばコンプライアンス統括者（部門）と兼ねることも認められるという理解でよいか。</p> <p>また、保険会社は本監督指針Ⅱ-3-7-2(3)①により利益相反管理統括者の設置が求められているが、登録金融機関である場合には金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「金商業者監督指針」という）Ⅷ-1において準ずることとされているⅣ-1-3(5)③によっても利益相反管理統括者の</p>	<p>利益相反管理統括者等と、例えばコンプライアンス統括者（部門）の兼職が妨げられるものではないと考えられます。</p> <p>なお、ご質問にあるとおり、利益相反管理統括者等の設置方法は、各社の業務の内容・特性・規模等に応じ、様々な方法が考えられますが、監督指針Ⅱ-3-7-2(3)に示す職責・権限を有していることが必要です。</p>	生命保険協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
		<p>設置が求められている。</p> <p>利益相反管理統括者の設置方法は、例えば次のような設置方法その他の方法が考えられるが、どのような設置方法とするかは個社の判断によるとの理解でよい。</p> <p>ア. 本監督指針の統括者と金商業者監督指針の統括者の2つのポスト（役職）を設け、別々に任命する</p> <p>イ. 本監督指針の統括者と金商業者監督指針の統括者の2つのポスト（役職）を設けるが、両ポストを1名の者が兼務する</p> <p>ウ. 本監督指針の統括者と金商業者監督指針の統括者のポスト（役職）を分けず、1名の者が本監督指針および金商業者監督指針に基づく利益相反管理を行う</p>		
18	II-3-7-2 (3) ④	<p>研修・教育については、想定される利益相反取引により顧客の利益を不当に害さないように、対象者、深度等を各保険会社が適切に判断して実施すべきものであることを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>	日本損害保険協会
19	II-3-7-2 (4)	<p>今回求められる管理体制や策定・整備が求められる方針・社内規則は、必ずしも、改めて利益相反管理の部分のみ独立させる趣旨ではなく、各社の方針・事情に応じて既存の体制や方針・社内規則の整備・追加・統合等により適切な体制を構築することでもよいとの理解で良いか。</p>	<p>利益相反の特定方法、類型、管理体制や管理方法、管理対象等の範囲が明確化され、金融グループ内会社等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているものであれば、利益相反管理方針はそれのみで独立したものである必要はなく、既存の社内規則等に項目を追加することでもよいと考えられます。</p> <p>もっとも、利益相反管理方針の概要を公表する際は、顧客等が各社の利益相反管理体制について理解できるような工夫が必要であると考えられます。</p>	<p>生命保険協会</p> <p>日本損害保険協会</p>

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
20	Ⅱ-3-7-2 (4) ①	利益相反管理方針の策定について、グループ内に複数の金融機関を有する場合、各金融機関の実施している業務の親近性・事業規模・資本関係等を考慮し、一体の利益相反管理を行うことで顧客の利益の保護がはかられると判断される場合においては、グループとして一つの利益相反管理方針を策定し、同方針の下で各金融機関が利益相反管理を行うことも認められるとの理解でよいか。	複数の金融機関が存在する場合は、別々の利益相反管理方針を設けるなど必ずしも分離して利益相反管理を行なうことが求められるものではありませんが、それぞれに適用される法令に従い、適切な利益相反管理が行なわれていることが必要であると考えられます。	生命保険協会
21	Ⅱ-3-7-2 (4) ②	「店頭でのポスター掲示」とあるが、保険会社の店頭が想定されており、例えば、委託先である損害保険代理店の店頭での掲示は想定されていないと解してよいか、確認したい。	今般の改正は保険会社に係る規制であり、保険代理店に係るものではないことから、委託先である損害保険代理店の店頭での掲示は想定されていません。	日本損害保険協会
22	全般	本改正案の適用時期については、利益相反管理体制の整備に要する準備期間を十分に確保できるよう配慮いただきたい。	貴重なご意見として承ります。	生命保険協会

Ⅲ. 金融コングロマリット監督指針

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
1	Ⅱ-1 (4)	<p>役職員の兼職によっても、優越性の濫用、非共有情報の不公正な取扱い、顧客の誤認、(内部管理部門における) 営業部門からの独立性の形骸化及び「銀行の内部管理が機能せず、関係事業者等にその遂行を任せる状況」などが回避されている限りにおいては、金融業者又は銀行等において兼職を導入できる部署・役職の範囲及び兼職する人員の規模が、取り扱う商品や業務の規模その他の条件によって限定されることはないという理解でよいか。</p>	<p>役職員の兼職については、予め一定の条件を定め限定するものではありませんが、各金融機関においては、その業務の特性・内容・規模等を踏まえ、適切な兼職体制を構築することが条件となる場合があります。</p>	銀行
2	Ⅱ-3-8	<p>利益相反管理態勢については、グループ内会社の業務内容、規模・特性のほか、グループ内会社間の出資関係や業務上の接点、レピュテーション・リスク発生の蓋然性等を踏まえ、管理水準・深度について差異を設けることが許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>基本的には、貴見のとおりと考えられますが、グループ内の金融機関間で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要があります。</p>	全国銀行協会
3	Ⅱ-3-8	<p>「顧客の利益の保護のための体制整備」は、金商業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-1-3と同様、「利益相反管理体制の整備」を意味するとの理解でよいか。</p> <p>上記理解が正しい場合、利益相反管理は、金融商品取引法や銀行法に定められている「顧客の利益が不当に害されることのないよう」必要な措置を講ずるとの観点から求められると考えられるが、顧客の利益を不当に害する利益相反とはいかなるものを想定しているのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>また、顧客の利益を不当に害する利益相反については、業務内容等に応じてその形態が多様なものであることから、予め限定的に記載することは困難であると考えます。</p> <p>平成20年11月14日付「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について」も参照しつつ、どのような取引が「利益相反のおそれのある取引」に該当するのかについては、各金融機関の特性や取引実態等を踏まえて個別具体的に判断される事柄と考えられます。</p>	全国銀行協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
4	II-3-8	顧客には、金融機関は含まれないという理解でよいか。例えば、インターバンク市場取引の相手方、振込決済取引の相手方、シンジケートローンのアレンジャー・エージェントにとっての参加金融機関といったものは、顧客には該当しないと考えてよいか。	いずれの相手方の間でも利益相反取引が生じるおそれはあると考えられます。また、どのような取引が「利益相反のおそれのある取引」に該当するのかについては、実務の実態に照らして個別具体的に判断される事柄と考えられます。 ただし、全てのケースにおいて一律の対応が求められるものではなく、グループ内の金融機関の業務内容・規模・特性等を踏まえて適切な方法により管理することが求められます。	全国銀行協会
5	II-3-8	グループ内会社間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ内会社間での利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えてよいか。	貴見のとおりと考えられます。 グループ内の金融機関における具体的な利益相反管理態勢の適切性については、実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。	全国銀行協会
6	II-3-8	「レピュテーション・リスク」の定義は明確化されていないが、金商業者等向け監督指針IV-1-3(1)における「レピュテーション・リスク」と同義か。 また、金商業者等向け監督指針では、「レピュテーション・リスクが顕在化するおそれに留意した経営管理が行われることが望ましい」となっている一方で、金融コングロマリット監督指針では、「レピュテーション・リスクの観点についても配慮する必要がある」となっているが、レピュテーション・リスクに配慮すべき程度に差があるということか。	「レピュテーション・リスク」は金商業者等向け監督指針と同義です。 各監督指針間における表現の相違は、業務の特性を反映したものではありませんが、基本的な考え方は共通です。	全国銀行協会
7	II-3-8	本項目で言う（利益相反管理）「態勢」と、法律上の文言の（顧客の利益の保護のための）「体制」を書き分けている趣旨は何か。	監督を行うに際しては、法令で求められる体制整備等の実施状況に留まらず、その背景となる各職員の姿勢等、より幅広い観点からモニタリングを行うという趣旨から、当該表記としております。	全国銀行協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
8	II-3-8	金融コングロマリット監督指針案II-3-8は、顧客の利益の保護のための体制整備について定めるが、かかる体制整備をすべき主体が明確ではない。経営管理会社に体制整備を求めるものであるのか。	利益相反管理態勢の整備は、経営管理会社又はグループ内会社の営む業務内容や規模、特性等を勘案し、適切な主体によって行われるべきものと考えられます。	個人
9	II-3-8	事業会社が経営管理会社となる場合も本監督指針案に基づき、顧客の利益の保護のための体制整備が必要となるのか。	当該事業会社（本監督指針に定義される「経営管理会社」に該当するものを指します。）が法令において利益相反管理態勢の整備が義務付けられる主体に該当する場合は、当該法令に基づく利益相反管理態勢の整備が必要になると考えられます。 ただし、法令上、経営管理会社自体が利益相反管理態勢の整備を義務付けられていない場合でも、グループ内の金融機関に必要な態勢整備を促す等、グループ全体としての適切な利益相反管理態勢の確保に努めていただきたいと考えています。	個人
10	II-3-8	利益相反管理については、会社法等の国内の他の法令や外国の法令等「他の法令等に抵触しない範囲で」求められるものであるとの理解でよいか。 上記理解が正しい場合、金融コングロマリット監督指針において、かかる旨の記載をお願いしたい。	利益相反管理に限らず、金融機関の業務は、一般的に他の法令に抵触しない範囲で行うことが求められることから、あえて監督上の着眼点として「他の法令等に抵触しない範囲で」と記載する必要性は乏しいと考えられます。	全国銀行協会
11	II-3-8	金融商品取引法第36条第2項、銀行法第13条の3の2、銀行法第52条の21の2においては、顧客の利益の保護のための体制整備をする主体、対象取引、保護対象顧客が限定されている。本監督指針がかかる限定を超えて、顧客の利益の保護のための体制整備を求めるものであれば、法律を逸脱した規制と考えられる。あくまで法律上の規制がベースで、後は各金融機関の自主的な判断に任される旨明確化すべきである。	利益相反管理に限らず、監督指針は、監督上の着眼点等を整理したものであり、これによって追加的な規制を課すものではありません。本監督指針に基づく金融コングロマリットの監督が、個々の業法等の法令に基づいて行われる旨は、既に明記されています。なお、利益相反管理についても、あくまで法令に則り、グループ内の金融機関による態勢整備等を通じて、当該グループ全体としての健全性や業務の適切性が確保されているかといった観点から、当局として実態把握を行っていくことになると考えられます。	個人

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
12	II -3-8	<p>外資系銀行の場合、既にグローバルに構築している体制に基づいて顧客との利益相反を管理している場合が多い。今回の法令改正によっても、このようなグローバルな利益相反管理体制が、法令の定める要件を具備している場合は、本邦の外資系銀行が、日本で別個の管理体制を重複して構築することまでは求められるものではなく、具体的に補足対応として求められるものは、①日本での「概要」の公表（「方針」はグローバルのもの）、②本邦外資系銀行における担当部署の明確化（「管理統括者」はグローバルの統括部署）、③本邦外資系銀行が関与した案件にかかる記録の保存という理解でよいのか。</p>	<p>必ずしも本邦の外国銀行支店内において独立した体制の構築を義務付けるものではなく、例えば、グローバルベースで構築している利益相反管理態勢であって、法令の要件を充足するものであれば、利益相反管理態勢を構築したものと認められる場合があると考えられます。</p> <p>なお、具体的な利益相反管理態勢の適切性については、その実態に即して判断されるべきものですが、グループ内の金融機関が行うこととされている利益相反管理を当該グループ内の金融機関の経営管理会社等が行っている場合であっても、当該銀行等がその管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括部署の設置等が求められることに留意する必要があります。</p>	銀行
13	II -3-8 (1)	<p>「利益相反のおそれがある取引や潜在的に利益相反が発生する可能性がある取引をあらかじめ特定・類型化する」とあるが、「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載でよいのか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、類型化に際し、類似する取引や業務をまとめて記載することは否定されないと考えられます。</p>	全国銀行協会 証券会社
14	II -3-8 (2)	<p>ここでは「適切な」情報遮断となっているが、金商業者等向けの総合的な監督指針でのIV-1-3(3)①で示されている「厳格な」情報遮断とは遮断の水準に差はあるということか。</p>	<p>各監督指針間における表現の相違は、業務の特性を反映したものではありませんが、基本的な考え方は共通です。</p>	全国銀行協会
15	II -3-8 (2)	<p>取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の判断に関する権限及び責任の明確化とは、利益相反関係にある取引であって、いずれかの取引の条件・方法の変更や中止に係る（部門・エンティティ間等の）協議・決定が必要な場合について、どのようなプロセスで、誰（どの属性の役職員）が、当該変更・中止の協議をし、決定をするかということ</p>	<p>取引の条件・方法の変更や中止の判断に関する権限及び責任の明確化として、利益相反管理のプロセスにおける決定・判断権者を明らかにする方法も考えられます。いずれにせよ、具体的な利益相反管理の方法については、各グループ内の金融機関の業務の内容・規模・特性等の実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。</p>	全国銀行協会

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
		<p>あらかじめ定めておくということを意味するとの理解でよいか。</p> <p>また、例えば、そのような協議・決定を要さないような場合（例えば、顧客からの打診の時点において、利益相反による弊害が生じる（またはそのおそれがある）ことの認識に基づき、これを謝絶するような場合）については、そのようなプロセスを定めておくことまで求められているものではないとの理解でよいか。</p>		
16	II-3-8 (2)	<p>「原因等」とは、当該取引を行うにあたっての「利益相反管理の方法」に関する説明を行うという理解でよいか。また、主要行向けの総合的な監督指針V-5-2(2)③には、「当該取引を行う理由等」とあるが、両者は同義と考えるべきか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、趣旨を明確化させるために修正いたします。</p>	全国銀行協会
17	II-3-8 (2)	<p>「顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、原因等を明確かつ公正に開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。」とあるが、場合によっては、利益相反の対象となる顧客等の情報を開示することになる。その場合、非公開情報の教授及び守秘義務の観点からどのように考えればよいか。</p> <p>また、顧客と個別に締結した守秘義務契約により、第三者への情報開示が禁止される場合には、他の顧客に利益相反の内容を開示することが困難になると思われるが、この点はどのように考えるべきか。当該項目の末尾には、「また、利益相反事実の顧客への開示は、守秘義務に十分留意し、合理的かつ適切な内容となっているか」といった文言を追加すべきではないか。</p>	<p>利益相反の管理方法については、まずはグループ内の各金融機関において、それぞれの利益相反の類型や特性に応じて選択することが重要と考えます。</p> <p>したがって、ご提示のあったような顧客の公正な取扱いの確保が困難と思われるケースにおいては、別途の方法を検討する必要があるものと考えられます。</p>	<p>全国銀行協会</p> <p>証券会社</p>

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方	提出先
18	Ⅱ-3-8 (4)	「利益相反を管理・統括する部署」については、「利益相反を管理・統括する者」であることも許容されるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。	全国銀行協会
19	Ⅱ-3-8 (4)	「利益相反を管理・統括する部署」は、営業部門からの独立性が確保されるなど、本項記載の機能を果たせる部署であれば、リーガル・コンプライアンス部門と兼ねても構わないか。	貴見のとおりと考えられます。	全国銀行協会
20	Ⅱ-3-8 (4)	「利益相反を一元的に管理できる態勢となっているか」とされているが、子銀行等が顧客と個別に締結した守秘義務契約により、経営管理会社を含めて第三者への情報開示が禁止される場合にまで、経営管理会社で一元管理する必要はないという理解でよいか。	<p>グループ内の金融機関における具体的な利益相反管理の適切性については、業務の内容・特性・規模等の実態に応じて実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>グループ内の金融機関が行うこととされている利益相反管理を当該銀行等の経営管理会社等が行っている場合であっても、当該グループ内の金融機関において利益相反管理統括部署を設置するなど、経営管理会社等による利益相反の管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与できる態勢であることが求められます。</p>	全国銀行協会